

(第110号議案)

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例

(新旧対照表) 【第1条関係】

改正案	現行								
第1条～第19条 (略) (期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略) 第21条・第22条 (略) (勤勉手当) 第23条 (略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 (略) 第24条～第26条 (略) 附 則 (略) 別表第1 (第6条関係) 中野区立小学校及び中学校教育職員給料表 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td><u>193,360円</u></td> </tr> </tbody> </table> 別表第2・別表第3 (略)	職務の級	給料月額	1級	<u>193,360円</u>	第1条～第19条 (略) (期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略) 第21条・第22条 (略) (勤勉手当) 第23条 (略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 (略) 第24条～第26条 (略) 附 則 (略) 別表第1 (第6条関係) 中野区立小学校及び中学校教育職員給料表 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td><u>168,320円</u></td> </tr> </tbody> </table> 別表第2・別表第3 (略)	職務の級	給料月額	1級	<u>168,320円</u>
職務の級	給料月額								
1級	<u>193,360円</u>								
職務の級	給料月額								
1級	<u>168,320円</u>								

【第2条関係】 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	第1条による改正後
第1条～第19条 (略) (期末手当) 第20条 (略)	第1条～第19条 (略) (期末手当) 第20条 (略)

<p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第21条・第22条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第24条～第26条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第21条・第22条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第24条～第26条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第20条第2項及び第23条第2項の改正規定を除く。）による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、中野区教育委員会が定める。